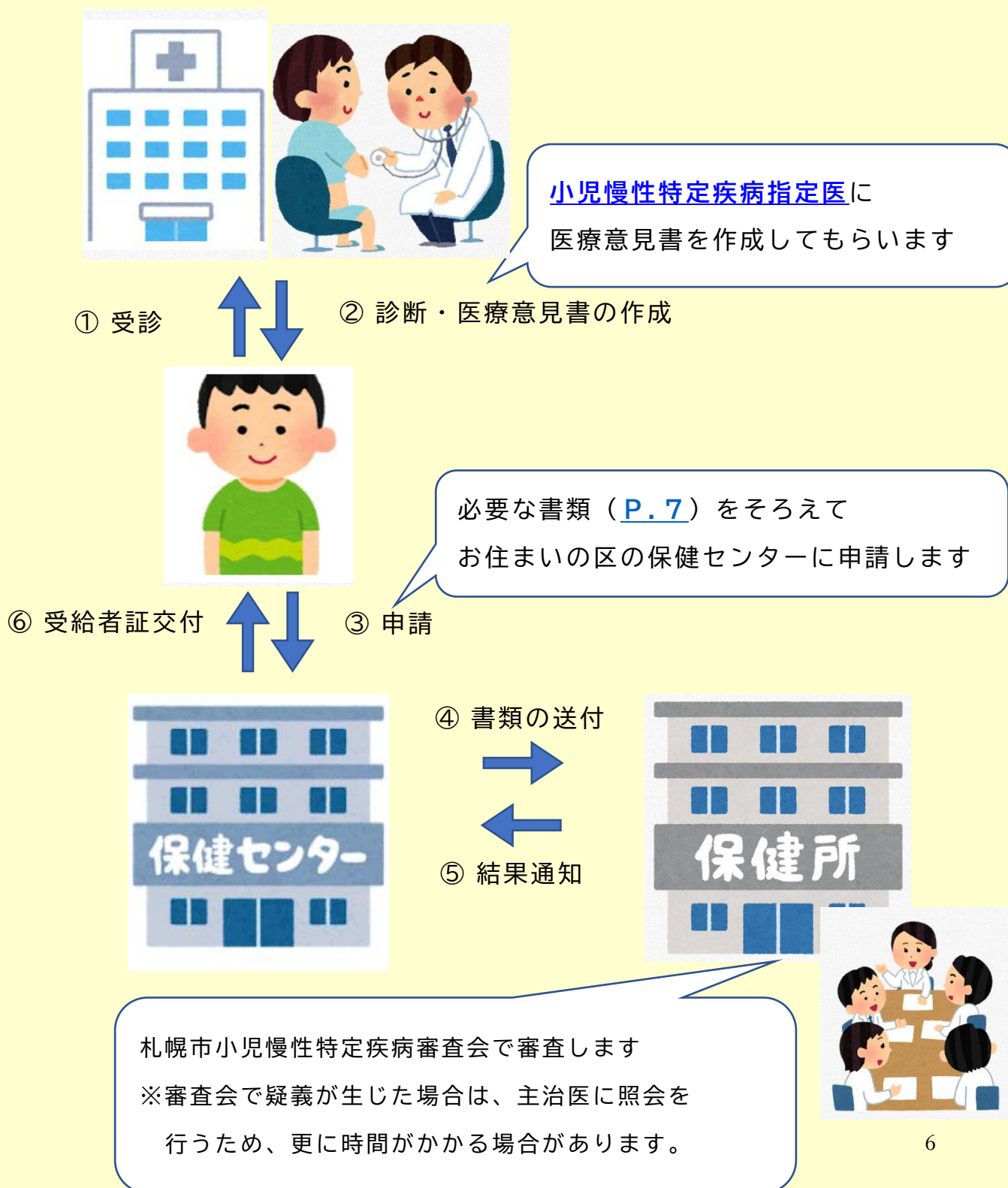


② 小児慢性特定疾病医療受給者証申請の流れ

申請から受給者証の発行まで、約3か月程度かかります。

申請から交付までの間に受診して支払った医療費は、認定後に払い戻しの対象になります。（医療費の払い戻しについての詳細は、[P.10](#)をご参照ください。）



●初めて受給者証を申請する際に必要な書類

申請に必要な書類※1		ご案内
全員が提出する書類	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	
	<input type="checkbox"/> 医療意見書 (用紙は医療機関にて用意)	指定医が作成したもので、記載日から3か月以内のものに限ります
	<input type="checkbox"/> 医療意見書の研究等への利用についての同意書	同意されない場合、提出不要です
	<input type="checkbox"/> 世帯調書	受診者と同じ医療保険に加入している方、全員を記入してください
	<input type="checkbox"/> 所得(市・道民税)証明書※2 (4~6月申請は前年度分、7~3月申請は本年度分) ※生活保護受給者は受給証明書が必要 ※血友病患者は省略可能	提出が必要な方の範囲は加入している保険により異なりますので、右表をご参照ください
	<input type="checkbox"/> 医療保険の資格情報が確認できる資料※3 写し可	
必要に応じて提出する書類	<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)確認書類 ※申請書類にマイナンバーの記入をいただき、窓口では提示のみ	受診者分のほか、保護者(申請者)分の提示も必要です
	<input type="checkbox"/> 重症患者認定申請書 ※重症該当するかは事前に主治医へ確認	
	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着者証明書 (用紙は医療機関にて用意)	
	<input type="checkbox"/> 年金等収入が分かる書類 写し可 (1~6月申請は前々年分、7~12月申請は前年分) ※市町村民税 非課税世帯 のみ	
	<input type="checkbox"/> 他の受給者証(難病など) 写し可 ※同一医療保険の世帯内に複数の患者がいる場合	世帯上限額が適用されるため、医療費が軽減されます
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 写し可 ※血友病、人工透析等で取得している方のみ		

●所得証明書の提出範囲(保険別)

受診者の保険種別	提出が必要な方の範囲	
	所得(市・道民税)証明書※2	医療保険の資格情報が確認できる資料
国民健康保険	受診者及び同じ保険の <u>加入者全員分</u> ※義務教育終了前の児童分は不要	受診者及び同じ保険の <u>加入者全員分</u>
被用者保険	受診者が加入する保険の <u>被保険者分のみ</u> (受診者本人分は不要) ※ 受診者本人が被保険者であり、18歳未満の場合は、保護者の分も必要 ※ 被保険者が非課税であり、受診者本人が18歳以上の場合は、受診者本人分も必要	<u>受診者分のみ</u>
国民健康保険組合	受診者及び同じ保険の <u>加入者全員分</u>	受診者及び同じ保険の <u>加入者全員分</u>

※1 必要書類は、事前に[札幌市ホームページ上でダウンロード](#)することができますので、ご利用ください。(各区保健センターにもご用意しております。)

※2 所得証明については、区役所・篠路出張所・定山溪出張所・市税事務所・市役所本庁舎2階税の証明窓口で発行しております。本申請のために取得する場合は、発行手数料が無料になります。(コンビニ交付の場合は発行手数料が有料です。また、他市町村で取得する場合は発行手数料がかかります。)

※3 医療保険の資格情報が確認できる資料とは以下のものをいいます。

- ①健康保険証(有効期限内のもの)
- ②資格確認書
- ③資格情報のお知らせ
- ④マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの

マイナ保険証の利用開始に伴い、令和6年12月2日以降、新規の健康保険証は発行されません。お手元にある健康保険証は最長1年間使用することができます。(有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合は、その有効期限まで。)